

精神保健福祉だより にいがた

No. 129

新潟県精神保健福祉センター

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-3
新潟ユニゾンプラザハート館

TEL : 025-280-0111 (代)

FAX : 025-280-0112

E-mail : ngt043040@pref.niigata.lg.jp

ホームページアドレス :

<http://www.pref.niigata.lg.jp/seishin/1219773657991.html>

2015. 1. 30 発行

巻頭言

中越大震災から10年 ～こころのケアについて～

新潟県精神保健福祉センター 所長 阿部 俊幸

平成16年10月23日に発生した最大震度7、マグニチュード6.8の中越大震災は、死者68名、負傷者4,795名、住宅全壊3,175棟等、中越地方のいわゆる中山間地を中心に大きな被害をもたらしました。発災後急性期のこころのケア活動は、39団体からこころのケアチームの派遣を受ける等、県内はもとより、全国各地の団体、機関から多大な御支援を頂き実施され、その後中長期のこころのケアは中越大震災復興基金事業として新潟県精神保健福祉協会に設置された中越大震災こころのケアセンターがその中心を担いました。同センターは平成19年に発生した中越沖地震に対するこころのケア事業もあわせ約10年間にわたって活動し、このたびその役割を終え平成27年2月に閉所されることになりました。同センターの活動には同協会の事務局を担当する当新潟県精神保健福祉センターもさまざまな形で関わってきましたが、御支援・御協力を頂いた皆様にあらためて感謝申し上げます。

今後は当センターの日常業務の中で、被災者と地元市町村を支援していくとともに活動の記録を後世に残し、不幸にして再び同様の災害が起きた場合、ただちに対応するための資料として活用できるように保つことが重要と考えています。

目次

- | | | | |
|-------------------------|-----|----------------------------|---|
| ●巻頭言 | 1 | ●当事者の力を活かす取組..... | 5 |
| ●刑の一部執行猶予制度の導入を前に | 2・3 | ●最近の高次脳機能障害者支援の動向について..... | 6 |
| ●地域における自殺予防対策 | 4 | ■Information..... | 6 |

刑の一部執行猶予制度と薬物依存症者の地域処遇

新潟保護観察所から

1 はじめに

皆さんは、「更生保護」という言葉を見聞きしたことがあるでしょうか。「更生保護」とは、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することで再犯や再非行をなくし、この人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し個人と公共の福祉を増進しようとする活動であり、法務省の出先機関である**保護観察所**がそれを担っています。

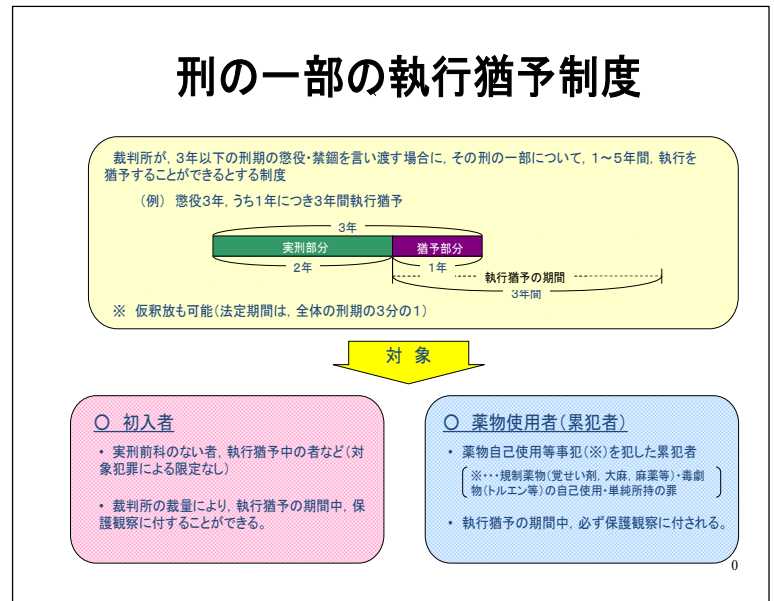
更生保護の中核となっているのが「**保護観察**」の制度です。「保護観察」は、犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するよう国の責任において指導監督及び補導援護を行うものです。保護観察の実施主体は保護観察所となりますが、保護観察を受ける人たちが社会の中で自立し犯罪や非行のない生活を継続していくためには、地域社会の理解と支援も必要となります。

2 刑の一部の執行猶予制度の導入

平成25年6月、「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（以下、「薬物法」といいます。）」が制定・公布され平成28年6月までに施行されることとなり、**刑の一部の執行猶予制度**が導入されることとなりました。具体的には、裁判所が3年以下の懲役刑又は禁錮刑の言渡しをする場合に、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができることとなったのです。例えば、「懲役3年、うち懲役1年につき3年間執行猶予」（図1参照）という裁判の言渡しが可能となります。この場合、懲役3年のうち2年は実刑を受け、残りの

1年について執行を猶予される3年間は社会で生活することとなります。

（図1）



この制度のねらいは、近年、犯罪をした者のうち再犯者が占める割合が少くない状況を踏まえ、刑務所における施設内処遇に引続き、相応の期間、社会内において、その処遇の効果を維持強化し、犯罪をしないように生活することを促すことで、再犯防止を図ることにあります。刑の一部の執行猶予は、主に初めて刑務所に服役した者を対象としておりますが、とりわけ再犯率の高い薬物事犯者については、薬物法に基づき、何度も刑務所に入っている累犯者であっても、情状を考慮し再犯を防ぐために必要かつ相当であると認められるときは、刑の一部の執行猶予の言渡しをすることができ、この場合は猶予の期間中、必ず保護観察に付することとされています。そのため、保護観察所は特に、薬物依存のある刑務所出所者等の保護観察処遇の充実に取り組んでおります。

3 薬物依存のある刑務所出所者等の支援

薬物事犯者の再犯防止は、保護観察所等の刑事司法機関の取組のみで実現できるものではありません。薬物依存症に対する治療・支援の充実や、刑事司法機関と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠です。そのため、法務省保護局は、平成23年から、薬物依存のある刑務所出所者等に対する処遇の充実強化を図るため、薬物依存に関する外部専門家によって構成される「薬物処遇研究会」を開催しました。同研究会では、平成23年度に保護観察対象者に実施する薬物処遇プログラムを開発するとともに、保護観察所と地域の医療・保健・福祉等関係機関との連携方策について協議し、地域における切れ目のない支援を行うため、保護観察所と地域の関係機関がそれぞれ果たすべき役割を示した指針として「地域支援ガイドライン(案)」(図2参照)を作成しました。さらに同研究会は、平成24年度から名称を「薬物地域支援研究会」と改め、「地域支援ガイドライン(案)」の試行状況等を踏まえて、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関等との効果的・実践的な連携方策等について検討・検証を重ね、昨年9月、同

(図2)

研究会から、刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行されることを見据え、「**薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する当面の対策**」と題する提言をしています。(提言の内容は法務省のホームページのプレスリリース(平成26年10月)でお読みになれます。)

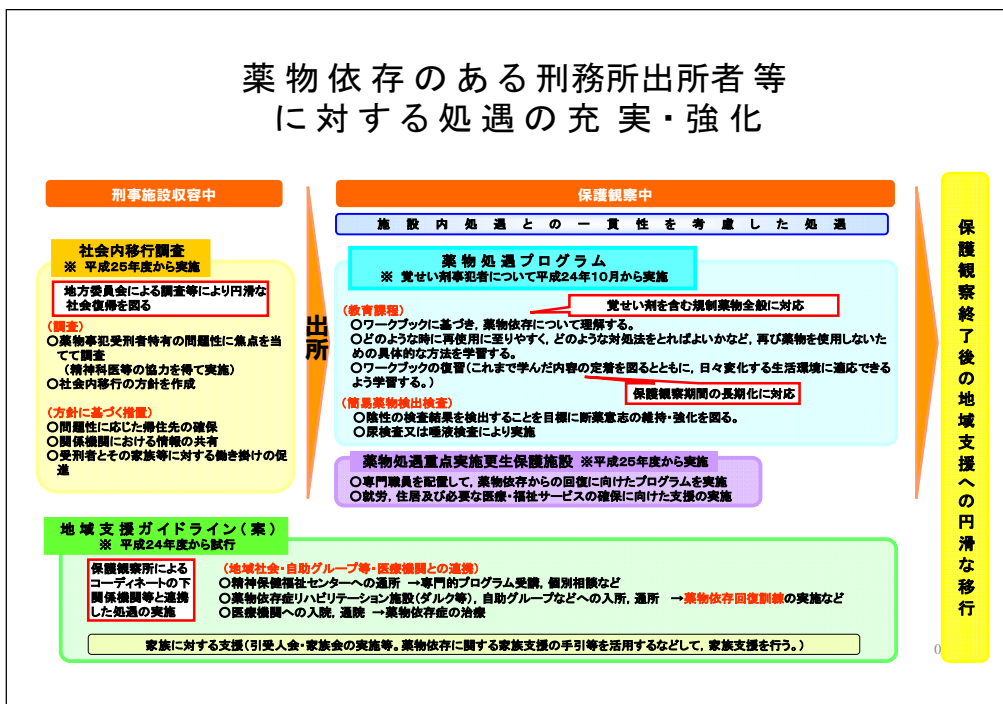
4 新潟県における地域連携に向けて

新潟保護観察所は、「**地域支援ガイドライン(案)**」を新潟県の実情に合わせてどのように実現すべきかを検討するため、平成24年度から「新潟県覚せい剤事犯者等地域支援連絡協議会」を開催し、新潟県精神保健福祉センターをはじめ県内の医療・保健に関わる機関や薬物依存に関する自助団体等に御参加いただき協議しております。

保護観察実施中は、保護観察所が薬物処遇プログラムや簡易薬物検出検査を含めた保護観察処遇を行いながら、それぞれの事案に応じて必要とされる機関・団体の連携体制の構築をコーディネートすることとなりますが、保護観察終了により支援が中断することがないように地域における切れ目のない支援体制を整備していく必要があります。そのためには、地域の精神保健福祉の総合相談窓口である精神保健福祉センターをはじめ新潟県内の精神保健医療福祉関係機関との連携が何よりも重要と考えております。

皆様のより一層の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

(紹介しました内容に御不明な点がございましたら、新潟保護観察所処遇部門(電話025-222-1531)までお問い合わせください。)



柏崎刈羽地域の自殺対策は、「地域で気づいて、つないで、支える」をキーワードに、関係者・住民の「顔の見えるネットワークづくり」を行っています。

自殺対策推進協議会で協議した自殺対策の取組として、市、村、関係者と協働して「若年層への自殺予防の啓発」を行っています。今回そのひとつとして、新潟産業大学の協力を得て実施した啓発の取組をご紹介します。

1 若者向け相談窓口啓発用カード・パンフレットの作成

(1) 作成のきっかけ

若者がどんな問題を抱え困っているのか知りたかったこと、また、アンケート調査で相談窓口を知っている10代20代の若者が少なかったことから、啓発方法を検討する必要があると思います。新潟産業大学平野研究室の協力を得て、学生さんに意見を聞く機会を作っていただきました。

(2) 学生さんたちの意見

「表紙のデザインは、“希望”“つながり”“孤独じゃない”というメッセージが伝わるものがよい」「検索しやすいようにQRコードを入れるとよい」「悩みがあって眠れないときは海か公園に行くので、海浜公園の公衆トイレにカードを置くとよい」など、たくさんの意見をいただきました。

(3) 啓発の方法と効果

相談カードを、柏崎市維持管理課及び観光交流課の協力を得て、海浜公園等の公衆トイレに設置しました。

10日～2週間ごとに確認に行くと、男性用トイレは15～20枚のカードがなくなっており、啓発の効果を感じています。

(作成したカード)



2 「生きづらさを抱えた若者を支える地域づくりワークショップ」の開催

(1) ねらい

大学生や新社会人を対象に、「自分は1人じゃない」「自分は誰かにとって大事な存在なんだ」と感じてもらい、自殺予防を考える機会としました。

(2) ワークショップの様子

新潟産業大学の学園祭でワークショップを行いました。NPO法人まちづくり学校の小西明彦さんにファシリテーターをお願いし、ゲームを行いながら、自殺予防について考えました。参加者は10名と少なかったのですが、終了後、「自分がどれだけつながりを切りたくないのかがよくわかった」「当たり前と思っている人・物への感謝の気持ちを、声で伝えなければいけない」などの感想をいただきました。



(ワークショップの様子)

以上のような、新潟産業大学と連携した活動は、若者の目線での意見を取り入れた効果的な啓発につながりました。また、活動に参加した学生さん自身の自殺予防に対する関心が高まることがわかりました。これからも、10代20代の若者と一緒に活動し、若者の視点で自殺対策に取り組む機会を増やしていきたいと考えています。

「ピアサポート活動に関する検討会」の活動に参加して

精神保健福祉センターでは平成24年度から「ピアサポート」に関する研修会を行っています。きっかけは、長期入院者の地域移行・地域定着支援が専門職だけで進まない現実でした。ご本人が再び退院に向かって一歩踏み出すには、同じ病気や困難を経験した「仲間同士の支え合い」（＝ピアサポート）が不可欠だったのです。

ここでは、平成26年度から当所で開催している標記検討会のメンバーであり、平成26年11月の研修・交流会では企画から当日のグループスタッフまで務めて下さった幸男さんの声をご紹介します。

今、この「精神保健福祉だよりにいがた」を読んでいる皆さまこんにちは、初めまして。幸男と申します。私は、うつ病を抱えている当事者です。「原稿を書いてください。」という依頼をいただいたので、なるべく自分の気持ちを込めて書かせていただきます。

仕事によるストレスや人間関係、育児や介護などさまざまな要因で、今現在うつ病を抱えている人は、300万人いるとされています。病気を告知できない人をあわせると、その人数はもっと増えます。社会の病気に対する認識はとても低くて、厳しいのが現状です。私も名字を出せない事をお許しください。特に新潟県は、精神障害の方の雇用率が、全国でも最下位に近く、数多くの場面で、いきづらさを感じるがあります。

社会で生活するには、金銭的な豊かさと同じくらい、病気を抱えていても、その人らしく生きる事ができる心の豊かさも必要だと、私は思います。新潟県の精神障害を抱えている当事者の取り組みは、ようやく動き始めた段階です。

『ピアサポート』という言葉、初めて聞く人もまだ多いはず。私もこの言葉を知ったのは、つい最近です。『ピア (Peer)』は、仲間、友人、対等者という意味で、同じような悩みや、病気の症状を抱えている当事者の方が、お互いに経験した事などを語りあい、支え合うことが『ピアサポート』です。下越圏域（新発田市や胎内市など）の「ハンズトウハンズ」さんや、上越の絆 with ピアさんの活動がピアサポートの取り組みの一つです。今までの専門職中心の支援から、当事者同士の支えあいが重要になっています。

私は声をかけていただき、昨年開催された検討会や

研修に参加させてもらいました。一番多く意見が出たのは、当事者が集まって、情報交換ができる場所がもっとできてほしいという事です。そして、私が一番感じたのは、参加されていた方が、**病気を抱えていても前向きに生活していて、『自分も役に立ちたい』という強い思いを持たれていた事**です。昨年の11月には、新潟県全域から当事者・福祉施設の支援員・行政の担当者が集まり、大規模な研修・交流会が新潟市で開催されました。その研修で、『私やってもいいですか』とグループの発表を真っ先に引き受けて下さった方がいました。多くの人の前で発表するのは、とても緊張したと思います。本当にありがとうございました。

一本の小さくて、細い木でも集まれば林になり、林はいずれ森になります。一つのグループだけでは何もしないかもしれませんが、つながりができれば、行動を起こすことができるはず。近い将来病気の認識が高まって、住みやすい社会が来る事を期待します。

今はまだ、ピアサポートの専門家としての立場が確立していないので、私は当事者の方に専門的な支援をする事はできませんが、病気を経験して、自ら体験して知った情報や、感じたものを伝えられます。うつ病の当事者が、どのような症状でつらい思いをしていて、何を不安に思っているのか話を聴いて、問題の解決にむけて、一緒に考えられます。病気をリカバリーした私を含めた**当事者にしかできない何かがあると思います**。

今後、積極的に研修会などに参加して、もっと沢山の事を学んで、当事者の人達とのつながりを深め、困っている方の役に立ちたいと思います。

(注：太字は発行機関で記載)

最近の高次脳機能障害者支援の動向について

高次脳機能障害相談支援コーディネーター

荻野 見菜子

新潟県が高次脳機能障害者相談支援センターを平成22年4月に開設して4年半が経ちました。そして、私が相談支援コーディネーターになって1年半、その短い期間の中でも相談者の変化や地域での高次脳機能障害への理解の変化を感じます。

以前は当事者からの相談が時々ありましたが、最近では当事者からの相談は減り、病院等支援者から困難事例についての相談が中心となっている状況です。高次脳機能障害ということを支援機関が認識して当事者、ご家族をサポートしている結果ではないかと感じます。

その根拠としては、以前は支援者からの相談時に高次脳機能障害について説明することも多くありましたが、最近では基本的な知識はあるが、実

際の支援方法や対応困難な状況について何か策はないかとの相談が多くあります。全国的にも高次脳機能障害という言葉が耳にすることが増えたこと、県内各機関での取組はもちろん、地域の支援拠点である保健所や当初が開催する研修や、リーフレット、ガイドブックの配布など普及啓発の効果も出てきているのではないかと考えられます。しかし、高次脳機能障害者に対する理解、支援体制や支援技術はまだ十分ではないと感じています。

今後も当事者、ご家族が全県において必要なサポートを受けられるような取り組みを実施していくとともに、保健所と連携しながら地域の課題を把握し、体制整備に努めていきたいと考えています。

Information

精神保健福祉センターからのお知らせ

新潟県高次脳機能障害支援フォーラム

～みんなでささえる～

講演「高次脳機能障害者の日常をささえるコツ」

岐阜医療科学大学 教授 阿部順子氏

(名古屋市総合リハビリテーションセンター-高次脳機能障害アドバイザー)

当事者等による公開座談会

県内関連団体の紹介(パネル掲示)

日時:平成27年3月7日(土)

13:30~16:00

会場:東区プラザ ホール(新潟市東区役所)

申込期限:2月18日(水)

定員:280人

申込先:高次脳機能障害相談支援センター

電話 025-365-0177

FAX 025-280-0112

2月・3月開催の

精神科医師による精神保健相談会のご案内

(精神保健相談会)

2/3 (火)

3/25 (水)

(思春期精神保健相談会)

新潟会場 2/24 (火)

3/17 (火)

新発田会場 3/12 (水)

いずれも予約が必要です。事前に相談専用回線(025-280-0113)までお電話ください。

※新潟市民の方は、新潟市こころの健康センター025-232-5560にご相談ください。

